

# 公益社団法人北海道交通遺児の会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通遺児の会（以下「本会」という。）が保有する文書の情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本会の文書とは、次に掲げるものをいう。

(1) 本会の経営状況を説明する文書

定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書、財産目録、監査報告、運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、報酬等の支給の基準を記載した書類

(2) 本会が作成し、又は取得した文書、図面及び写真並びに電磁的記録であって、本会が管理しているもの

(文書の閲覧等)

第3条 本会は、文書の閲覧、視聴又はその写しの交付（以下「文書の閲覧等」という。）の申出があったときは、当該申出に係る文書に、次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書に係る文書の閲覧等に応じるものとする。

(1) 個人情報

公益社団法人北海道交通遺児の会個人情報保護規程（平成28年3月2日施行）により、個人情報として保護されているもの

(2) 法人情報

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、文書の閲覧等に応じることによって、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

(3) 公共安全情報

文書の閲覧等に応じることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(4) 意思形成過程情報

本会の事務又は事業（以下「事務事業」という。）に係る意思形成過程において、本会の内部における審議、協議、調査研究等に関し、本会が作成し、又は取得した情報であって、文書の閲覧等に応じることにより、当該事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められるもの

(5) 協力関係情報

本会と法人等との間における協議により、又は法人等からの依頼により、本会が作成し、又は取得した情報であって、文書の閲覧等に応じることが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、法人等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務事業の適正な執行に支障が生じると認められるもの

(6) 事業運営情報

本会の事務事業に関する情報であつて、文書の閲覧等に応じることにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

(7) 法令秘情報

法令等の規定により、明らかに文書の閲覧等に応じることができないとされている情報

(文書の閲覧等の方法)

第4条 文書の閲覧等は、原本の閲覧等に応じることにより、当該文書を汚損し、又は破損するおそれがあるなど当該文書の保存に支障があると認められるとき、その他合理的な理由があるときは、当該文書の写しにより閲覧等に応じるものとする。

2 文書の閲覧等に応じる部分と非開示情報に相当する部分とに分離することが困難であるときは、当該文書の非開示情報に相当する部分を削除した写しを作成し、その写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付するものとする。

(文書の閲覧等の手続)

第5条 本会に、文書の閲覧等の申出をしようとする者は、情報公開申出書(第1号様式)(以下「申出書」という。)を提出するものとする。

2 文書の閲覧等の申出者(以下「閲覧等申出者」という。)は、文書の写しの交付に要する費用を負担するものとする。

3 本会は、文書の写しにより文書の閲覧等を行う場合には、費用の負担を求めることができる。

(文書の閲覧等の決定)

第6条 本会は、文書の閲覧等の申出があつたときは、概ね14日以内に文書の閲覧等の申出に対する諾否を決定し、速やかに閲覧等申出者に情報公開回答書(第2号様式)(以下「回答書」という。)により通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により、概ね14日以内に決定することができないときは、その期間を延長することができるものとする。

2 前項ただし書きに該当するときは、速やかに閲覧等申出者に、情報公開期間延長通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(文書の閲覧等の実施)

第7条 文書の閲覧等は、回答書によりあらかじめ指定した日時及び場所で開催するものとする。ただし、閲覧等申出者のやむを得ない事情により、指定した日時に文書の閲覧等ができない場合は、指定した日時以外の日時に文書の閲覧等を実施することができるものとする。

2 文書の閲覧等を実施するときは、文書の写しを郵送する場合を除き、原則として本会の職員が立会うものとする。

3 文書の閲覧等を実施するときは、閲覧等申出者に対し、回答書の提示を求めるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月2日から施行する。

第1号様式（第5条第1項関係）

情 報 公 開 申 出 書

年 月 日

公益社団法人北海道交通遺児の会会長 様

住 所  
氏 名  
連絡先 電話番号  
ファックス番号

次のとおり文書の閲覧等を申出します。

1 申出に係る文書の名称又は内容

2 閲覧等区分 (1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付

3 閲覧等希望日時 年 月 日午前・午後 時 分

4 備 考

(注) 2の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

第2号様式（第6条第1項関係）

情 報 公 開 回 答 書

年 月 日

住 所  
氏 名 様

公益社団法人北海道交通遺児の会  
会長

年 月 日申出のあった文書の閲覧等について、次のとおり回答します。

1 文書の名称 又は内容			
2 閲覧等に応じる 区分	全部に応じる 一部に応じる 応じない 不存在		
	[理由等]		
3 閲覧等実施日時 及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場 所	電 話	
4 閲覧等に要する 費用（概算）	閲 覧	枚	円
	視 聴	枚	円
	写しの交付	枚	円
5 写しの送付に 要する費用（概算）	円		
6 担 当	公益社団法人北海道交通遺児の会事務局 電話011-232-8688		
7 備 考			

- (注) 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ事務局へ連絡してください。  
2 文書の閲覧等の際は、この通知書を提示してください。

第3号様式（第6条第2項関係）

情報公開期間延長通知書

年 月 日

住所  
氏名 様

公益社団法人北海道交通遺児の会  
会長

年 月 日申出のあった文書の閲覧等について、次のとおり諾否の決定の  
期間を延長したので通知します。

1 文書の名称 又は内容		
2延長の理由及び延長 後の決定時期	理 由	
	決定時期	年 月 日
3 担 当	公益社団法人北海道交通遺児の会事務局 電話011-232-8688	
4 備 考		